



自動車点検整備推進運動

国土交通省では、自動車関係団体などの協力を得て「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開します。特に、中部運輸局管内では9月、10月を強化月間として運動を実施します。また、愛知運輸支局としては、「点検・整備の必要性や重要性の啓発」「大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」「車載式故障診断装置の診断結果の実施についての周知啓発」「エコ整備の啓発」「タイヤに起因する事故防止のための啓発」を重点項目に掲げ、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしています。入庫された自動車ユーザーに対して、適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらい、より確実な点検・整備の実施を求めていくよう保守管理の必要性の啓発をお願いいたします。



国交省のスキャンツール導入補助の予定

スキャンツールを活用した省エネ推進事業について、今年度の公募は秋以降の予定になるそうです。(パシフィックコンサルタンツ(株)のホームページから) また、スキャンツール補助金の申し込みについては、例年申請の受付期間が早い段階で終了していますので、公募が始まると同時に申請できるよう、スキャンツールの補助金の活用を検討されている組合員様は、過去の申請スケジュール(別紙)を参考に、申請の準備等をしていただくと良いかと思えます。



詳しくは、パシフィックコンサルタンツ(株)のHPをご覧ください。

<http://www.pacific-hojo.jp/>

問い合わせ先 TEL: 03-5280-9501



前期巡回健康診断終了



名古屋セントラルクリニックの前期巡回健康診断(一般・有機溶剤・特定化学物質等)は、11地区において、8月18日から20日の3日間に42社236名が受診されました。今年も昨年同様新型コロナウイルスの感染予防の観点から、事前の健康管理チェック・検温・手指の消毒・マスク着用と受診者様にはご理解ご協力を頂きまして心より感謝申し上げます。



また、施設を提供して頂きました組合員様には深く感謝申し上げます。また、不手際もあったかと思いますが、どうかご容赦いただきますようお願い申し上げます。今後ともよろしくお願ひいたします。(写真:8月19日、愛知県自動車会館5階会議室とレントゲン車)

特定整備の申請状況

特定整備工場制度に伴う取得済事業者数は、8月末現在、愛知県全体で1664社（愛整振情報）が特定整備工場を取得しており、その内、愛車協組合員の取得数は、次のとおりになります。

- ①整備主任者等資格取得講習者数：139人
- ②電子制御装置の特定整備工場取得者数：70社
- ③内 新規電子制御装置特定整備工場取得者数：5社



全国労働衛生週間を10月から実施

厚生労働省は、10月1日から7日まで令和3年度（第72回）「全国労働衛生週間」を実施します。「向き合おう！こころとからだの健康管理」を全体のスローガンとするとともに、社会全体の最重点課題でもある新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」を副スローガンに掲げ、「全国労働衛生週間」を契機に、職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底の呼びかけや、事業場における労働者の健康管理や職場の環境改善など自主的な職場の総点検の実施と、労働者の健康確保に努めていただくようお願いします。



自動車点検基準の改正

今年の10月1日より自動車の点検基準の点検項目について、OBD（車載式故障診断装置）の診断の結果が追加されました。1年ごとに、電子制御装置のほかエンジンやブレーキ、ABS、エアバッグなどに不具合がないか、警告灯の点灯・点滅の有無を目視で確認し、対象となる警告灯が点灯又は点滅し続ける場合はスキャンツール等を使用してその原因となる故障を特定して、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなる恐れが有る作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備することになっています。電子制御装置を備えている自動車の1年点検を行う場合は注意をお願いします。



余談

8月は、真夏日もあれば大雨で梅雨のような天気もありましたが、これも地球温暖化のせいでしょうか。私事ですが最近夏ばてのせいなのか、体がだるくカラダもココロも併せて懐具合も少し低調です。少しでも体調もココロも晴れるようにしたいと思い、



いつも笑顔を心掛けています。9月は、まだまだ暑い日が続き不快指数が高い日が多いと思いますが、職場内では不快指数を上げないようにコミュニケーションを円滑にして仕事を進めトラブルを未然に防ぎましょう。



＜参考＞ 補助金申請の「スケジュール」

注：過去に実施したスケジュール

予定	補助対象事業者（申請者）	PCKK（パシフィックコンサルタンツ㈱）
● 公募要領公表	機器の選定（見積依頼）	公表
● 申請受付開始 （公募期間発表）	申請 交付申請書等必要書類の提出	申請内容の審査
● 交付決定予定 ※数回に分けて随時実施	事業開始（交付決定後）	交付決定 （数回に分けて随時実施）
● 事業開始 （交付決定通知後）	見積り・競争入札 発注	
● 中間報告 （PCKKより期日指定） ※交付決定時期により異なる	事業実施 中間報告の提出	必要に応じて中間検査を実施 中間報告の実施
● 事業完了	事業完了	
● 実績報告書の提出 事業完了日から30日以内 又は期日指定日のいずれか早い方	実施報告の提出 報告期限：事業完了日から30日以内 または期日指定日のいずれか早い方	確定審査実施 必要に応じて現地検査実施
● 清算払請求書 （～3月上旬）	清算払い請求	補助金額確定通知書発行
● 補助金の支払 （～3月下旬）		補助金の支払い
● 事業完了以降	取得財産の管理	

㊦ 過去の補助における不備事項の代表例【申請書・添付書類の不備】

- ① 住所や氏名が未記入、押印がない
- ② 申請書と実績報告書で異なる住所
- ③ 別紙に記載したスキャンツールの型式と見積書の同一性が確認できない
- ④ 見積書と申請書、領収書と実績報告書の金額が一致していない
- ⑤ 宅配便での申請書提出のため受理できない（申請書は償書で！）